
3 0 1 5. 別送品輸出申告事項登録

業務コード	業務名
U E A	別送品輸出申告事項登録

1. 業務概要

「別送品輸出申告（U E C）」業務に先立ち、別送品輸出申告事項を登録または訂正する。

本業務登録時に貨物情報を利用することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した別送品輸出申告事項は、U E C業務までの間、任意に訂正できるが、U E C業務以降の訂正は、「別送品輸出申告変更事項登録（U E A O 1）」業務で行うこととなる。

また、U E C業務時に申告条件「I」（搬入時申告）、「K」（開庁時搬入後申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）が登録された場合は、U E C業務の自動起動前であれば本業務により別送品輸出申告事項の訂正をすることができる。

登録した別送品輸出申告事項は、U E C業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

航空の場合は、1 別送品輸出申告で扱うことができる貨物の単位は次の通りである。

- ①AWBまたはHAWBについて搬入された単位
- ②「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分けされた単位
- ③「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合せされた単位
- ④「輸出貨物情報仕分け登録（AHU）」業務により情報の分割された単位
- ⑤「輸出貨物情報仕合せ登録（AHV）」業務により統合された単位

登録した別送品輸出申告事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①本業務が入力された日において入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸出申告等をAEO申告という）。
- ②申告税関官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

（1）海上の場合

通関業

（2）航空の場合

航空貨物代理店、通関業

3. 制限事項

- ①入力欄数は200欄以下であること。
- ②航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）システムに登録されている利用者であること。

（B）海上の場合

別送品輸出申告事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている事項登録者と同一であること。または、当該通関業者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(C) 航空の場合

(a) 通関業が行う場合

別送品輸出申告事項の訂正の場合は、以下のとおり、チェックを行う。

- ①航空貨物代理店が登録した別送品輸出申告事項を訂正する場合は、別送品輸出申告DBに登録されている通関依頼先の利用者と同一であること。または、通関依頼先の利用者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- ②通関業が登録した別送品輸出申告事項を訂正する場合は、別送品輸出申告DBに登録されている事項登録者と同一であること。または、事項登録者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(b) 航空貨物代理店が行う場合

別送品輸出申告事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている事項登録者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 別送品輸出申告DBチェック

- ①別送品輸出申告番号が別送品輸出申告DBに存在すること。
- ②別送品輸出申告がされていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック（海上のみ）

- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 輸出貨物であること。
- (C) 輸出申告等がされていないこと。
- (D) 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物でないこと。
- (E) 入力された以下の項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

- ①貨物個数
- ②個数単位コード
- ③通関予定蔵置場

- (F) 貨物がすでに通関予定蔵置場に蔵置されている場合は、分散蔵置でないこと。
- (G) 仕分けの親となっていないこと。
- (H) 仕合せの親となっていないこと。
- (I) 本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。
- (J) 訂正保留となっていないこと。
- (K) 以下の登録がされていないこと。

- ①「亡失届受理」
- ②「滅却承認」
- ③「現場収容」
- ④「税関内収容」
- ⑤「その他の搬出承認」

- (L) 貨物手作業移行されていないこと。

- (M) 入力者が、貨物情報DBに登録されている申告予定通関業と一致すること。または、申告予定通関業に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 輸出申告等がされていないこと。
- (B) 輸出貨物であること。
- (C) MAWBでないこと。
- (D) 未ラベルでないこと。
- (E) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
- (F) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
- (G) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。
- (H) 入力された貨物個数が、輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- (I) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
- (J) 貨物手作業移行されていないこと。
- (K) UBG貨物であること。
- (N) 入力者が通関業の場合で、輸出貨物情報DBに通関依頼先が指定されている場合は、通関依頼先と入力者が一致すること。または、通関依頼先に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- (O) 入力者が航空貨物代理店の場合で、輸出貨物情報DBに航空貨物代理店が指定されている場合は、その登録されている航空貨物代理店の利用者と一致すること。

(6) その他のチェック

- (A) 申告税関官署は、別送品輸出申告受付官署であること。
- (B) 申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- (C) 欄部に入力がある場合は、1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- (D) 申告税関官署等に係るチェック
 - ①申告税関官署は通関予定蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。
 - ②申告税関官署は外郵官署でないこと。
- (E) 官署変更後の変更不可チェック

UEY業務後の場合は、以下のチェックを行う。

 - (a) 入力者が、別送品輸出申告DBに登録されている当初の申告者と同一であること。
 - (b) UEY業務で入力された申告税関官署（入力がない場合は当初の申告税関官署）を管轄する税関と本業務で入力された申告税関官署（入力がない場合は払い出される官署）を管轄する税関が同一であること。
 - (c) 入力された以下の項目が、別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①荷送人氏名
 - ②荷送人郵便番号
 - ③荷送人住所1（都道府県）
 - ④荷送人住所2（市区町村（行政区名））
 - ⑤荷送人住所3（町域名・番地）

- ⑥荷送人住所 4 (ビル名ほか)
 - ⑦荷送人電話番号
 - ⑧税関事務管理人コード
 - ⑨税関事務管理人受理番号
 - ⑩税関事務管理人名
 - ⑪受取人氏名
 - ⑫受取人住所 1 (Street and number/P. O. BOX)
 - ⑬受取人住所 2 (Street and number/P. O. BOX)
 - ⑭受取人住所 3 (City name)
 - ⑮受取人住所 4 (Country sub-entity, name)
 - ⑯受取人郵便番号 (Postcode identification)
 - ⑰受取人国名コード (Country coded)
 - ⑱検査立会者
 - ⑲輸出管理番号 (海上のみチェックする)
 - ⑳AWB番号
 - ㉑貨物個数
 - ㉒個数単位コード (海上のみチェックする)
 - ㉓貨物重量 (グロス) (海上のみチェックする)
 - ㉔重量単位コード (グロス) (海上のみチェックする)
 - ㉕最終仕向地コード
 - ㉖最終仕向地名
 - ㉗旅券番号
 - ㉘荷送人生年月日
 - ㉙国籍
 - ㉚別送品確認書類等識別 1
 - ㉛別送品確認書類等識別 2
 - ㉜他法令等識別
 - ㉝記事
 - ㉞積込港コード (UEY業務において、積込港コードが指定されている場合のみチェックする)
- (d) 入力された以下の項目が、全欄について、別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
- ①品名
 - ②数量
 - ③数量単位コード
 - ④価格
 - ⑤通貨単位コード
 - ⑥パッキング番号

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告税関官署決定処理

(A) 申告税関官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) 申告税関官署コード欄に入力がない場合は、以下の順で決定する。

①申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受け付ける申告官署とする。

②当該事項登録入力者について申告官署がシステム登録されている場合は、登録されている申告官署とする。（航空のみ）

③通関予定蔵置場を管轄する申告官署とする。

(3) 申告先部門の決定処理

申告先種別コード欄に入力された内容に基づき、申告先部門を決定する。

ただし、申告先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

(4) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(5) 蔵置部門の決定処理

申告税関官署と蔵置官署が同一の場合は、申告先部門を蔵置部門とする。

申告税関官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(6) 別送品輸出申告番号の払出し処理

別送品輸出申告番号を払い出す。

ただし、別送品輸出申告事項の訂正の場合は、払出しを行わない。

(7) 搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理

UEC業務により申告条件「I」（搬入時申告）、「K」（開庁時搬入後申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、搬入時申告または開庁時申告の旨の情報を解除する。

(8) 別送品輸出申告DB処理

①入力内容を別送品輸出申告DBに登録・更新する。

②別送品輸出申告事項の訂正の場合で、別送品輸出申告DBに通関士審査結果が登録されている場合は、その旨を取り消す。

(9) 添付ファイル管理DB処理

別送品輸出申告事項の訂正のときで、入力された別送品輸出申告番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理DBに登録する。

(10) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E06「輸出申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
別送品輸出申告入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

指定する画面コード	選択条件
S E A	海上の事項登録をする場合
A I R	航空の事項登録をする場合